

介護協

NEWS(No.7)

速報

2014年12月25日発行

公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会

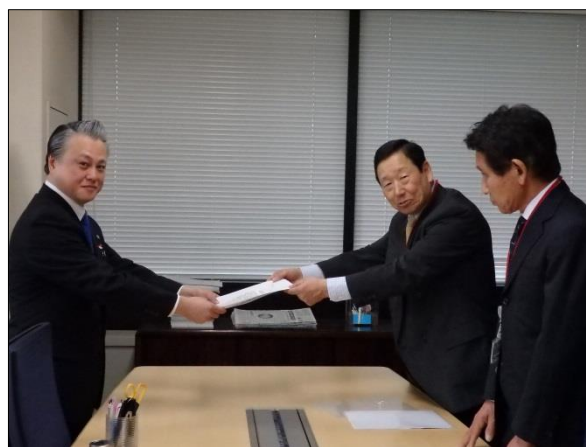
総務・企画委員会

東京都千代田区霞が関3-6-14 三久ビル7階

TEL: 03 (5512) 4745 FAX: 03 (5512) 4746

塩崎厚生労働大臣に 修学資金貸付制度の拡充等4項目の 要望書を提出！

平成26年12月24日、協会は、介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充・強化、介護福祉士に係る離職者訓練（委託訓練）制度の継続実施及び恒久化、教員及び介護福祉士の資質向上確保のための再教育に対する支援、介護福祉士養成の専門学校に対する財政支援に関し、厚生労働大臣に対し要望書を提出しました。



当日は、衆議院選挙を受け第188特別国会の召集、首相指名、第3次安倍内閣の発足もあり、直接、塩崎厚生労働大臣に手渡すことは出来ませんでした。小林会長から鈴木俊彦社会・援護局長及び職業能力開発局藤枝茂能力開発課長に対し、説明の上手交致しました。説明・手交に当たって、厚生労働省から武内福祉人材確保対策室長、東室長補佐、渡辺補佐（能力開発課）が、協会からは鈴木副会長、山口常務理事及び事務局が同席しました。

諸般の情勢から短い時間の中での手交となりましたが、小林会長の熱意溢れる説明に協会の意向は十分伝わったものと考えます。

要望書の全文を添付するとともに手交時の様子を簡単にお知らせします。

1. 介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充・強化について



小林会長から要望の趣旨説明に加え、20年度補正予算で全額国庫負担で行ったこと、結婚等での退職等の考慮、5年の就労義務期間を短縮した自治体もあること、地方創生等の施策も踏まえ卒業後のU・Iターン等も考慮する必要があることなどの説明がありました。

一方、厚生労働省からは介護福祉士の養成は国、地方ともに大事な課題である。介護保険制度には地方の役割も盛り込まれており都道府県の負担も必要と考えているが国として出来ることをしっかりやっていきたい。就職先地域の限定については都道府県の負担があることから難しいこともあるが、就職先法人の中で他の都道府県に異動した場合には認めるよう改正した。就労義務5年間については、定着を図ることなどを考慮すると必要な期間と思うが趣旨を念頭に置きたい。制度の周知についてはこれまでも都道府県の担当課長会議等でも述べているが今後も周知に努めるなどの説明がありました。

2. 介護福祉士養成に係る離職者訓練制度（2年課程）の継続実施及び恒久化について



小林会長から趣旨説明に加え、社会の経験もありマネジメント能力のある者も多いなどから、より高い専門性、マネジメント力等、社会の要請に応える介護福祉士の養成に努めているなどの説明がありました。

一方、厚生労働省（藤枝能力開発課長）からは、介護人材の養成には厚生労働省を上げて取り組んでいるところである。景気がよくなり他の業種に流れることで人材の確保が難しくなっているところもあると思うので、社会・援護局とも相談しながらより効果のあるものとしていきたい。本制度が一定の効果を上げていることについては協会でも検証されていることを承知しており、27年度も本年度並みの予算を要求しているなどの説明がありました。

3. 教員及び介護福祉士の資質の向上確保のための再教育に対する支援について

小林会長から趣旨説明に加え、平成19年、23年の法律改正により定義規定や教育内容等が大きく変化しており、介護を取り巻く環境の変化に対応した教育が必要との説明がありました。

一方、厚生労働省からは、厚生労働省も協会も目指すところは同じである。ただ、就労後の教育については日本介護福祉士会でも行っており、そのことも考慮する必要があるなどの説明がありました。

4. 介護福祉士養成の専門学校に対する財政的支援を図りたいことについて

小林会長から趣旨説明の後、厚生労働省から専門学校に対する財政的支援については今後の検討課題としたいとの説明がありました。

1年間介護協Newsをご覧頂き有り難うございました。

新しい年を迎え協会会員の皆様には、今後も介護協Newsをもって情報を迅速、明瞭にお伝えできるよう尽力して参りますので、よろしくお願い致します。



介養協第 75 号
平成26年12月24日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 様

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会
会長 小林 光



介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充並びに介護福祉士養成に係る
離職者訓練（委託訓練）制度の継続実施等について（要望）

日本介護福祉士養成施設協会（以下「協会」という。）は、厚生労働省が進めている地域包括ケアシステムでは今後、複雑化・高度化する介護ニーズに的確に対応するため医療と介護の連携が必須となることから、地域包括ケアシステムへの対応では、中核的存在として活躍できる質の高い介護福祉士を養成し、継続的・安定的に供給することが社会的要請であり、喫緊の課題と認識しています。こうしたことから、全国の介護福祉士養成施設（以下「養成施設」という。）とともに、これまで国の度々の施策変更に合わせて、その都度、養成教育内容の変更を図るなど、可能な限りの努力をしてきました。また、「今後の介護福祉士養成教育と養成施設のあり方に関する検討会」を立上げ、今後地域包括ケアシステムで求められる質の高い介護福祉士を確実に養成・供給するため、教育体制等の検討を行っています。一方、養成施設を取り巻く厳しい環境への対応のため修学資金貸付制度の充実や介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の継続実施等をお願いしてきたところです。

しかしながら、養成施設への入学者の減少傾向に歯止めがかかりません。養成施設の定員充足率が更に悪化しています。協会の調査では、平成26年度養成施設の充足率については前年度対比8ポイント減少の47.0%（離職者訓練を含めると11.8%減少の57.6%）という状況です。この状況を反映して、入学者の募集停止や廃科に追い込まれた養成施設も出てきております。このままでは養成施設が社会的要請に対応することが困難な状況になりつつあり、このことは日本の介護の質の低下にもつながります。こうした状況を改善するため、協会はこれまで様々な啓発活動等に取り組んできており、今後もこれらの取組を更に強化して参りますが、養成施設のみの取組では限界があることも事実です。

つきましては、日本の介護の質の向上を確保するため教育力の向上は欠かせないものがありますことから、下記の要望事項について、積極的な対応をお願いするものです。協会としては、これら要望事項の実現が厚生労働省福祉人材確保対策検討会の「介護福祉士資格取得方法見直しに向けた取組の方向性（中期的対応及び当面の対応）の実現につながるものと確信しております。

記

1. 介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充・強化について

- (1) この貸付制度は、入学者の経済的負担の軽減を図るものとして、介護福祉士養成施設への入学を志す者から魅力として期待されており、優秀な人材確保による介護サービスの質の向上確保のための大きな要因となっている。到来する超高齢社会を目前にして現在、地域包括ケアシステムの構築が進められているが、体系的な教育のもとで知識・技術を修得し他職種と連携できる介護福祉士が求められており、これら介護人材の養成は国家的事業として推進する必要があることから、全額国庫負担（10/10）で実施されたいこと。
- (2) 貸付金返還免除の条件について、現行の「就業区域限定」、「介護業務の従事期間5年」を緩和されたいこと。
- (3) 都道府県に対しては、修学貸付資金貸付制度の積極活用について周知徹底するよう指導されたいこと。

2. 介護福祉士養成に係る離職者訓練制度（2年課程）の継続実施及び恒久化について

- (1) この訓練（委託訓練）制度で学ぶ者は高学歴者が多く、介護の専門性を理解し、学習意欲も極めて強く、社会人経験も豊かであることから、就労後の経験・研鑽を積むことにより優れた介護福祉士としての活躍が期待できること。
- (2) 平成26年度においては前年度比で若干減少しているものの、養成施設への全入学者の18%を占めており、少子高齢化、若年の介護離れ等により、高等学校からの入学者の減少傾向の中にあつて、質の高い介護福祉士を確実に養成し継続的に供給することは今後の超高齢社会に的確に対応していくためには欠かせないこと。
- (3) また、高等学校卒業直後に養成施設に入学した者にとって、社会人としての経験も豊かで、かつ、介護の専門性を理解する者と共に学ぶことが、教育の質の向上につながっていること。
- (4) この制度で学んだ者の85%が資格取得を活かし介護福祉士として就労しており、体系的な教育にもとづき習得した知識・技術に培われた職業能力は就労先職場でも高い評価を得ていること、また、この制度を活かして卒業した多くの者から教育効果の反映として今後も制度の継続及び恒久化を強く希望していること。

※平成26年2月の「離職者訓練制度を活用した平成23年3月修了生の就職先における職業能力評価に関する調査報告書」（協会調査・作成。別添参照）

3. 教員及び介護福祉士の資質の向上確保のための再教育に対する支援について

- (1) 今後、認知症高齢者や重症介護者の増加など、介護ニーズの複雑、高度化が見込まれる中、地域包括ケアシステムの構築が進められているが、これら介護ニーズに的確に対応していくためには、質の高い介護福祉士の養成が求められている。こうした状況にあつて、養成施設では平成19年法改正に基づき平成21年4月以降、新カリキュラムによる教育を実施しているが、法改正以前の旧カリキュラムにより専任教員資格を取得した教員は当該教育を受けていない現状にある。質の高い介護福祉士を養成していくためには、その養成に携わる教員について、介護を取り巻く環境に合った最新の知識・技術を修得させるための財政的支援などの政策的対応を図られたいこと。
- (2) 今後の地域包括ケアシステムの中で医療・介護の連携等に支障をきたすことが懸念されることから、新カリキュラム実施以前に介護福祉士の資格を取得した者に対し、養成施設での再教育を実施するための財政的支援などの政策的対応を図られたいこと。

4. 介護福祉士養成の専門学校に対する財政的支援を図られたいことについて

- (1) 国が指定している介護福祉士養成施設（大学、短期大学、専門学校）は、平成元年度から平成25年度のまでの間、約313,000名の卒業生を介護福祉士として社会に送り出し、これらの者は高等教育課程において専門的な知識、技術を体系的に学んだ者として社会貢献を果たしている。しかしながら、これら養成施設のうち、専門学校については私立学校の教育研究条件の維持向上及び修学上の経済的負担の軽減に資するとともに、経営の健全性を高めることを目的とした文部科学省所管の私立大学等経常費補助金等各種助成措置の対象には含まれていないこと。
- (2) 到来する超高齢社会では、認知症高齢者や医療ニーズの高い重症要介護者の増加など介護ニーズが複雑・高度化する中、進展が図られている地域包括ケアシステムでは、医療と介護の連携において質の高い介護福祉士が求められているところであり、介護職の中核的な存在として活躍できる質の高い介護福祉士を継続的、安定的に社会に送り出している社会的使命の重要性に鑑み、専門学校についても前記補助金助成措置の対象とされるよう、文部科学省との協議を持たれたいこと。

以上